平成２３年（フ）第１６６８３号
千葉県市川市新田２丁目12番２号
破産者　株式会社ランド・ホームズ
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６８４号
千葉県市川市八幡３丁目９―16―307
破産者　川嶋　康之
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６８９号
東京都文京区本駒込３丁目10―20
破産者　伊藤　　稔
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６９１号
千葉県千葉市美浜区打瀬１丁目６－４－Ａ－808
破産者　高浦　英人
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７４０号
東京都八王子市鑓水2153番地15
破産者　有限会社新栄美装
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７６２号
埼玉県入間市大字狭山ケ原219番地４
破産者　三星運輸倉庫株式会社
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７６３号
埼玉県入間市大字狭山ケ原219番地４
破産者　有限会社モカ
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７６４号
東京都立川市上砂町１丁目13―１―10―204
破産者　鷲　　孝
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７８４号
東京都杉並区高円寺南５丁目24番21号
破産者　有限会社バーテックス
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７８５号
東京都杉並区高円寺南５丁目24―21
破産者　本橋　勝利
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７９６号
東京都文京区大塚３丁目20番１号吉田ビル
破産者　株式会社アットパス
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７９７号
東京都多摩市馬引沢２丁目１－２―307
破産者　小池　勝也
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８０１号
東京都府中市若松町２－９―35　キングダム東府中202号、住民票上の住所千葉県館山市山本411―９
破産者　岡下　恭彦
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８０２号
東京都新宿区西新宿７丁目17番14号
破産者　ＪＡＳ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８０３号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地２―16―207
破産者　澁谷　　哲
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８１３号
東京都中央区新富１丁目６番１号
破産者　有限会社ドガ・ジャパン
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８１４号
埼玉県戸田市川岸３丁目５―14―207
破産者　宮澤大二郎
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８３９号
東京都豊島区北大塚２丁目29―３―503
破産者　大谷　嘉子
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８４８号
東京都中央区日本橋浜町１丁目12番４号
破産者　スマートティプス株式会社
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８４９号
東京都中央区日本橋浜町２丁目62―１―901、住民票上の住所東京都中央区日本橋浜町１丁目12―４
破産者　武田　　收
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８６７号
東京都中央区日本橋大伝馬町１番３号
破産者　ジュネス製薬株式会社
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９５１号
埼玉県さいたま市緑区太田窪１丁目14―19―202
破産者　長谷川　敬
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部